

(別添)

## 市営住宅入居申込関係様式集

別添1 様式第1号 (第2条関係)

市 営 住 宅 入 居 申 込 書													受付番号					
令和 年 月 日																		
坂戸市長 あて																		
申込者																		
坂戸市市営住宅条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。																		
住 所	郵便番号						電話番号											
	坂戸市																	
勤 務 先	名 称						電話番号											
	所 在 地																	
現に同居し又は同居しようとする親族	続柄	フリガナ			性別	生 年 月 日	年齢	職 業	年間所得金額			障 害 者						
	氏	名										部分	級					
	本人				男女	明大昭平 年 月 日												
					男女	明大昭平令 年 月 日												
					男女	明大昭平令 年 月 日												
					男女	明大昭平令 年 月 日												
					男女	明大昭平令 年 月 日												
					男女	明大昭平令 年 月 日												
入居しようとする者の人数					人		年間所得金額合計											
入居を希望する市営住宅						閑間団地 ・ 石井団地												
住 宅 困 窮 の 状 況	1 住宅以外の建物若しくは場所、又は保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 2 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居ができない。 3 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある。 4 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない。 5 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 6 その他																	
	現在居住している住宅の間取り及び家賃						円/月											
	区分	階層区分		優 先 世 帯				控 除 項 目							控除金額	円		
	一般	裁量	一 般	母 子	老 人	障 害 者	そ の 他	同 居	老 扶	老 配	特 定	普 障	特 障	老 年 者	寡 婦	ひ と り	収入月額	円
																	税の滞納	有 無
該当																	入居資格	有 無

上記のとおり相違ありません。また、上記申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。

入居資格の審査のために必要があるときは、申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。以下同じ。）の課税状況等の情報について、市が収集することに同意します。

氏 名

申込者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居の承認を得られなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を得た後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。



## 現在の住居等に関する申立書

住所		氏名	
----	--	----	--

◇現在のお住まいについてお答えください。（該当する番号に○をつけてください。）

## 1 住宅の形態

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| ① 貸間・下宿 | ② 長屋・アパート | ③ 貸家（一戸建） |
| ④ 社宅・寮  | ⑤ 親族等の家   | ⑥ その他（ ）  |

## 2 住宅の構造等

- |         |      |        |
|---------|------|--------|
| 1 住宅の構造 | ① 木造 | ② 木造以外 |
| 2 築年数   | 年    |        |

## 3 住宅の状況（当てはまるものすべてに○をつけてください。）

- |             |          |          |
|-------------|----------|----------|
| ① 浴室がない又は共同 | ② 炊事場が共同 | ③ トイレが共同 |
|-------------|----------|----------|

## 4 住宅の間取り

- |       |       |          |
|-------|-------|----------|
| ① 1DK | ② 2DK | ③ 3DK    |
| ④ 4DK | ⑤ 5DK | ⑥ その他（ ） |

## 5 住宅の畳数（洋間は畳数になおす。ダイニングキッチンを含む。）

畳
---

## 6 家賃月額（現在お住まいの住宅の家賃月額〔管理費等は除く〕）

月額	円
----	---

## 7 住宅の立ち退き要求（立ち退き要求されている方のみご記入ください。）

- |                  |             |           |
|------------------|-------------|-----------|
| ① 裁判による          | ② 契約更新に応じない | ③ 建て替えのため |
| ④ 退職等による社宅等の立ち退き | ⑤ その他（ ）    |           |

## 8 その他

--

※ すべての内容に記載もれが無いように注意してください

◇次の項目について該当される場合は、左側の番号を○で囲んでください。

1	配偶者のいない女子で、裏面の別記1に該当しますか
2	60歳以上の方で、裏面の別記2に該当しますか
3	申込者の世帯が裏面の別記3の障害者世帯に該当しますか
4	生活保護を受給されていますか
5	小学校就学前の子供と同居されていますか
6	3人以上の18歳未満の方と同居されていますか
7	炭鉱離職者手帳の発給を受けた方で、裏面の別記4に該当しますか
8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けていますか
9	新たに海外から引き揚げた方で、裏面の別記5に該当しますか
10	都市再生機構又は埼玉県住宅供給公社の賃貸住宅の入居者で、建替後の家賃の急激な上昇のため、裏面の別記6の基準により家賃の負担が困難となると認められる方ですか
11	災害による住宅の滅失その他、裏面の別記7に掲げられている事由に該当しますか
12	ハンセン病療養所等に入所されていた方で、裏面の別記8に該当しますか

## 別添2

- 別記1 配偶者のいない女子であり、現に20歳未満の児童を扶養している者  
なお、「配偶者のいない女子」とは、母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合も該当します。  
ご不明の点があれば申込みの際にご確認ください。
- 別記2 60歳以上であり、次のいずれかに該当する者  
1) 同居者が配偶者だけである場合  
2) 同居者が18歳未満の親族だけの場合  
3) 同居者が60歳以上の親族だけの場合  
4) 同居者が別記3の1)から4)に該当する親族だけの場合
- 別記3 申込者又は同居する親族が次のいずれかに該当する障害者世帯であること  
1) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者  
2) 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている者  
3) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者  
4) 療育手帳の交付を受けている方
- 別記4 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者で、次のいずれかに該当する者  
1) 雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している者  
2) 移転就職者宿舎に入居したことがない者で広域職業紹介により就職し、かつ当該就職後2年を経過していない者
- 別記5 新たに海外から引き揚げた者で、知事の指定を受けた者（日本上陸後5年以内の者で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は、同居する場合）
- 別記6 建替後の家賃負担率が、その世帯の税込み年収の30%を超え、かつ最終月額家賃が、現に居住する住宅の月額家賃の3倍を超える者
- 別記7 災害による住宅の滅失その他の事由  
1) 災害により住宅を滅失した者  
2) 都市計画事業等の施行に伴い住宅を除却されることとなる者
- 別記8 ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

## 記入例

## 現在の住居等に関する申立書

住所	坂戸市千代田1-1-2 千代田アパート 102号	氏名	坂戸 太郎
----	-----------------------------	----	-------

◇現在のお住まいについてお答えください。（該当する番号に○をつけてください。）

## 1 住宅の形態

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| ① 貸間・下宿 | ② 長屋・アパート | ③ 貸家（一戸建） |
| ④ 社宅・寮  | ⑤ 親族等の家   | ⑥ その他（ ）  |

## 2 住宅の構造等

- |         |      |        |
|---------|------|--------|
| 1 住宅の構造 | ① 木造 | ② 木造以外 |
| 2 築年数   | 15年  |        |

## 3 住宅の状況（当てはまるものすべてに○をつけてください。）

- |             |          |          |
|-------------|----------|----------|
| ① 浴室がない又は共同 | ② 炊事場が共同 | ③ トイレが共同 |
|-------------|----------|----------|

## 4 住宅の間取り

- |       |       |          |
|-------|-------|----------|
| ① 1DK | ② 2DK | ③ 3DK    |
| ④ 4DK | ⑤ 5DK | ⑥ その他（ ） |

## 5 住宅の畳数（洋間は畳数になおす。ダイニングキッチンを含む。）

16.5 畳

## 6 家賃月額（現在お住まいの住宅の家賃月額〔管理費等は除く〕）

月額 65,000 円

## 7 住宅の立ち退き要求（立ち退き要求されている方のみご記入ください。）

- |                  |             |           |
|------------------|-------------|-----------|
| ① 裁判による          | ② 契約更新に応じない | ③ 建て替えのため |
| ④ 退職等による社宅等の立ち退き | ⑤ その他（ ）    |           |

## 8 その他

※ すべての内容に記載もれの無いように注意してください

◇次の項目について該当される場合は、左側の番号を○で囲んでください。

1	配偶者のいない女子で、裏面の別記1に該当しますか
2	60歳以上の方で、裏面の別記2に該当しますか
3	申込者の世帯が裏面の別記3の障害者世帯に該当しますか
4	生活保護を受給されていますか
5	小学校就学前の子供と同居されていますか
6	3人以上の18歳未満の方と同居されていますか
7	炭鉱離職者手帳の発給を受けた方で、裏面の別記4に該当しますか
8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けていますか
9	新たに海外から引き揚げた方で、裏面の別記5に該当しますか
10	都市再生機構又は埼玉県住宅供給公社の賃貸住宅の入居者で、建替後の家賃の急激な上昇のため、裏面の別記6の基準により家賃の負担が困難となると認められる方ですか
11	災害による住宅の滅失その他、裏面の別記7に掲げられている事由に該当しますか
12	ハンセン病療養所等に入所されていた方で、裏面の別記8に該当しますか

記 入 例
-------

- 別記1 配偶者のいない女子であり、現に20歳未満の児童を扶養している者  
なお、「配偶者のいない女子」とは、母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合も該当します。  
ご不明の点があれば申込みの際にご確認ください。
- 別記2 60歳以上であり、次のいずれかに該当する者  
1) 同居者が配偶者だけである場合  
2) 同居者が18歳未満の親族だけの場合  
3) 同居者が60歳以上の親族だけの場合  
4) 同居者が別記3の1)から4)に該当する親族だけの場合
- 別記3 申込者又は同居する親族が次のいずれかに該当する障害者世帯であること  
1) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者  
2) 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている者  
3) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者  
4) 療育手帳の交付を受けている方
- 別記4 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者で、次のいずれかに該当する者  
1) 雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している者  
2) 移転就職者宿舎に入居したことがない者で広域職業紹介により就職し、かつ当該就職後2年を経過していない者
- 別記5 新たに海外から引き揚げた者で、知事の指定を受けた者（日本上陸後5年以内の者で、引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は、同居する場合）
- 別記6 建替後の家賃負担率が、その世帯の税込み年収の30%を超え、かつ最終月額家賃が、現に居住する住宅の月額家賃の3倍を超える者
- 別記7 災害による住宅の滅失その他の事由  
1) 災害により住宅を滅失した者  
2) 都市計画事業等の施行に伴い住宅を除却されることとなる者
- 別記8 ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

別添3

※この証明書は、現在の職場に令和5年1月2日以降に就職した方に提出していただくものです。

## 給与支払証明書

氏名		採用 年月日	令和 年 月 日	職種		扶養 親族	人
----	--	-----------	----------	----	--	----------	---

単位：円

年月	基本給	賞与	時間外勤務手当	その他の手当	月計
年月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

坂戸市長 あて

住所

給与支払者

電話

名称及び

代表者氏名

記載上の注意……給与支払者様へ

- 1 さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- 2 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
- 2 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- 3 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- 4 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は、個人印を押してください。
- 5 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- 6 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

別添 4

この書類は、令和5年1月2日以降に自営業を開業した方に提出いただくものです。提出の際には、税務署に提出した開業届の控えを添付してください。

## 事業所得等収支明細書

令和 年 月 日

1 氏 名

住 所

電話番号

3 事業開始年月日

令和

年

月

日

2 業種名

4 事業期間

令和

年

月

日

～

令和

年

月

日

事業所名称

事業所所在地

電話番号

5 月別収支内訳

区分	月別	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
収入の部																
	計															
支出の部																
	計															
差引																

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

別添5

※この証明書は、令和5年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

## 退職証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、令和 年 月 日付で退職したことを証明します。

令和 年 月 日

坂戸市長 あて

証明者 住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

電 話 \_\_\_\_\_

### 証明書を記載する上で注意していただきたいこと

1. 記載事項はペンまたはボールペンで正確に記入してください。
2. 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は、代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。
3. 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
4. この書式によって証明しがたい場合は、退職日または雇用期間の記載のある証明書を作成してください。

別添6

※ 入居可能日の前日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。

## 婚 約 の 証 明 書

下記兩名は、令和 年 月 日婚約成立し、令和 年 月 日婚姻届出  
予定であることを証します。

申込者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

婚約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

坂戸市長 あて

証明する者 住 所 \_\_\_\_\_

(第三者)

氏 名 \_\_\_\_\_

## 内縁関係申立書

私達は、令和 年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

坂戸市長 あて